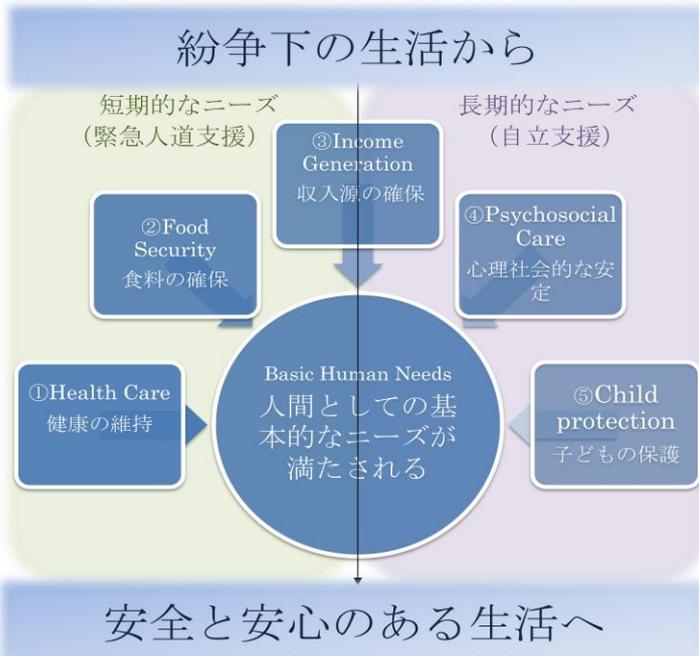


# コンゴ東部地域における元子ども兵及び紛争被害者エンパワーメントプロジェクト

(2010年4月～2011年11月)



同事業では、対象地域 12 ヲ村において受益対象者が、BHN（人間としての基本的なニーズ）を満たすことをめざして、農業支援や職業訓練など彼ら、彼女らが衣食住を満たし自立していくことを目的に活動を行ってきました。同時に、紛争下の状況を考慮して、短期的な人道支援（物資の供与など）を並行して行い、最終的に受益者がコミュニティーの住民とともに自立していけるよう、左図に示す 5 つの活動を行い、下記の成果を達成することが出来ました。

## ①健康を維持するための活動 —保健医療支援—

カロンゲ区域は、現在も武装勢力（FDLR 等）の影響を受けて、医薬品や医療機関へのアクセスが限られた状況にあり、多くの人々（特に 5 歳未満の乳幼児）が予防または治療可能なマラリアや下痢、栄養失調などによって命を落としています。

現在、同地域には 1 つの病院と 16 の診療所があり、人道援助団体がワクチンの接種など医療支援を行っていますが、依然、多くの命が予防可能なマラリア（死亡要因の 16%）や栄養失調（死亡要因の 25%）が原因で亡くなっています（2009 年調査時）。



マラリア予防の蚊帳を配布した時の様子

が、依然、多くの命が予防可能なマラリア（死亡要因の 16%）や栄養失調（死亡要因の 25%）が原因で亡くなっています（2009 年調査時）。

同活動では、現地の病院や診療所、他の援助機関らとも協力しながら、マラリア予防のための啓発活動や蚊帳の配布、基礎健康教育など受益者及びその家族が健康を維持するために必要な支援活動を行いました。

2010 年度は、昨年度に引き続き 300 張の蚊帳を、孤児と性的暴力を受けながら、小さな子どもを抱えている女性に対して配布しました。また、診療所と協力して、彼ら彼女らへのマラリア予防の啓発ワークショップを開催しました。



マラリア予防の蚊帳を受け取った子どもたち



マラリア予防の蚊帳配布の様子

## ②自給食料を確保するための活動 —食料の安全保障支援—

カロンゲ区域は、肥沃な土地に恵まれていながら、長年の紛争の影響で住民たちは十分な食料を確保できず、子どもたちの栄養失調は深刻な状況にあります。同活動では、対象地域の12ヵ村に相互扶助（助け合い）グループを組織し、グループのメンバーが協力して自給食料を安定的に確保することをめざしています。

同活動において、12グループが、昨年度の収穫物（キャッサバ、サツマイモ、ジャガイモ、豆、マツケ、ヤム芋、メイズ、キャベツ）から種子を確保して、新たに栽培を行いました。うち9グループは、昨年に引き続き順調に栽培をすすめ、自給用食料をグループの全員が確保することが出来ました。また、各グループのメンバーが協力して個人の土地の開墾、共同農地の開墾、栽培を行い、体力的に劣っているメンバーを他がカバーする等の協力も見られました。

昨年度は、余剰作物を販売して、現金収入を得ることはできませんでしたが、今年は、各グループが共同農地で



女性グループが協力して、自給作物の生産に取り組む

収穫された農作物の半分は市場で販売することができました。その収入の半分は、各自に分配し、残り半分は、各グループが共同貯蓄し、グループのメンバーが病気や怪我の治療など現金が必要な時に使う保健に積み立てています。

残りの3グループのメンバーは、治安悪化のため農地を耕すことが困難になり、2010年9月に一時的に避難せざるを得なくなりましたが、避難先の土地で、そこの他のグループメンバーの協力を得て、食料生産を行いました。

避難を強いられた村の住民及び避難先となった村の住民の中で、農機具が不足または消耗しているメンバーに対して、97個の農機具部品（桑の刃）を提供しました。また、それだけでは十分な食料の確保をすることが難しいと判断し、キャッサバ（芋）栽培用の2500本の苗木（種）を供与し、共同農地に植え付けを行いました。これにより、同3グループのメンバーも自給用の食糧を確保することが可能になりました。



農機具（桑の刃）を受け取る受益者



キャッサバの苗木を植える様子



修理した農器具を持つ受益者たち



共同で作付けに取り組むグループのメンバーたち

## ②-2. 魚の養殖



昨年度、完成した、魚の養殖用の母体となる「ため池」で、4ヶ村の元子ども兵らのグループが共同で、養殖を行いました。約1000匹以上の成長した魚を収穫することができました。収穫された魚の半分は食用として消費し、残り半分を、各4ヶ村に作ったため池に、放流しました。各村のため池は、今後、元子ども兵らのグループが自主的に管理をしていけるよう、指導を行っています。



網の補修を行う元子ども兵たち



ため池の整備方法を学ぶ元子ども兵



養殖した魚を引き上げる元子ども兵たち



養殖後に、収穫した魚

### ③収入源を確保するための活動 —収入向上支援—

同地域では、都市部に出稼ぎに行く以外に現金収入を得る方法は限られており、低賃金で鉱物資源の採掘や日雇い労働に従事する以外は、ほとんど雇用の機会もありません。また、こうした収入源は不安定であるだけでなく、不公平な条件で、外部のビジネスマンや裕福層（または武装勢力）に搾取されることにもつながっています。

同活動では、受益者が安定した収入源を確保するために、衣服や家具など地元住民にとってもニーズの高い製品やフェアトレード商品を生産する為の技術訓練を行いました。

#### ③-1 手工芸品の生産



昨年度の活動（フェアトレード商品として手工芸品製作の指導員育成）により、育成されたペーパービーズの指導員が、20名の受益者を対象に、週2回の講習会を1ヶ月間開催し、受益者（性的暴力を受けた女性）がペーパービーズを生産しました。グループで協力しながら生産活動を行い、約500本のペーパービーズが完成しました。

手工芸品（ペーパービーズ）の製作風景

### ③-2 溶接技術の職業訓練

元子ども兵を対象に6ヶ月間の溶接訓練を実施し、6名の元子ども兵が技術を習得することができました。その後、継続して後半の実地訓練(6ヶ月)を行いました。実地訓練では、教会の建設や、地域の仕事を受注しながら、小規模ビジネスの訓練を並行して行いました。

同地(カロンゲ区域)には、溶接技術を持った職人や溶接所が存在せず、彼らの技術は地域住民にとっても有用なものになっており、住民らの生活再建に不可欠な技術でもあります。現在、現地住民たちが、家屋の修理や、安全な鉄製扉、窓枠の設置、修理、またはバイク修理(溶接加工)や農機具の修理等々、溶接加工を必要とするサービスや製品を調達する場合、武装勢力が潜伏する危険なジャングルを抜けて、70km離れた州都に足を運ばざるを得ない状況です。また、その道路も雨季には通行が困難になることもあり、援助機関からの援助も他の地域に比べて、行き届きにくい状況になっています。

こうした状況下の村で、かつては兵士として戦いに身を投じさせられてきた元子ども兵らが、村の住民にとってニーズのある「仕事」をするということは、地域レベルでの紛争予防の観点からも重要であると考えています。

今後、この訓練において溶接技術を身につけた元子どもたちが共同で運営する、溶接所の開設及び、運営方法の指導を行っていく予定です。



溶接技術訓練前に訓練用具を手にする現地スタッフと元子ども兵



溶接の技術訓練に取り組む元子ども兵たち



溶接の技術訓練に取り組む元子ども兵



実地訓練で住民のバイク修理をする元子ども兵

### ③-3 洋裁ビジネスによる収入向上支援

これまでに洋裁技術を身につけた受益者25名を対象に、小規模ビジネスの指導及び、洋裁店の開業支援を行いました。昨年度、洋裁の職業訓練を修了した11名に加え、これまでに洋裁技術を習得していた受益者が、より持続的で安定した収入が得られるように、地域別にグループを組織して、5つの村で洋裁店の拠点となる簡易施設の建設を行いました。【2011年11月現在、3つの村で簡易施設の建設が完成し、そこでグループで洋裁店の運営が始まっています。】



洋裁店運営のための準備をする受益者と小規模ビジネスの指導員



洋裁店の運営準備をする受益者たち



グループで洋裁ビジネスを開始する為の簡易施設建設の開始時



すべて手作業で、建設に取り組む受益者とスタッフ



施設の骨組みが完成し、屋根を設置している様子



簡易施設が、ほぼ完成した時の様子

#### ④心理社会的な安定を促す活動 —心理社会支援—

子ども時代に戦闘に加担させられた元子ども兵や、性的暴力を受けた女性たちは、心に傷を負っているだけでなく、コミュニティーから偏見を受けたり、疎外されたりするケースもあります。昨年度に引き続き、グローブハウスⅢに常駐するスタッフが、希望者に対して個別カウンセリングを行い、受益者の精神的な安定を図りました。また、対象地域の村々を訪問した際に、コミュニティー内で差別や偏見など深刻な問題が確認された場合は、村長などコミュニティーリーダーと協力してその解決にあたってきました。

プロジェクト開始時には、週に平均 10 数名の受益者が相談に来ていましたが、上述の食料生産、職業訓練などの活動に関わる中で、多くの受益者の生活も安定し、そのことで、過去の悩みを相談に来る件数も週数回程度に減少しました。今後も引き続き、受益者のニーズに合わせて、きめ細かな対応を目指していきたいと考えています。

#### ⑤子どもの権利を守るための活動 —子どもの保護支援—

教育の機会を奪われた子どもたち（孤児）に対して、初等教育の機会を提供しました。昨年同様、158名の孤児を対象に、1年間の基礎教育（インフォーマル教育）に行うことができました。

現在も、政府が子どもの教育に使う予算は、ほとんどゼロに等しい状態で、学校運営にかかる費用はほぼすべて保護者が負担しなければならず、外部からの援助が無い限り、貧困層の家庭では子どもを学校に通わせることができません。また、教師の給与もしばしば支払われておらず、子どもの数に対する学校数も十分ではありません。

昨年度から開始したこの活動は、最終的には、普通の小学校で勉強することが出来るよう支援を充実させていければと考えています。